広島圏域地域医療構想調整会議及び南部・北部病院部会合同会議の議事概要

議事1 (報告事項) 令和4年度以降の補助事業の活用に当たっての考え方について(資料1)

令和4年度以降の補助事業の活用に当たっての考え方について、県では地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的として、様々な補助事業を実施しているが、病床機能報告における病床数が、地域医療構想における必要病床数に近づいた圏域が出ているため、これらの補助事業の今後の取扱いについて、県単位の調整会議において検討された。

その結果,今後,補助事業の実施に当たっては,病床機能報告の数値や2025年の予定病床数,各圏域の状況等を踏まえ,十分に議論をすること,特に圏域の合計病床数や機能区分ごとの病床数が必要病床数を下回る場合には,削減・再編の妥当性を圏域で慎重に検討することで合意された。

今回は,この内容を周知するものである。

【質問・意見等】

- ・ 広島圏域は休床が333 床あり、このままいけば、もう必要病床数になってしまうので、今後の議論は、いわゆる機能、それぞれ高度急性期あるいは急性期が多いところを、回復期に向けての議論という考え方でいくということでよいか。(地域医療構想アドバイザー)
- ⇒ 具体的な案件を検討する際には、総数や機能別の必要病床数との比較もしながら、本当に地域医療構想 に資するかどうか、しっかりと議論していきたい。(会長)

議事2 地域医療介護総合確保基金の活用について(資料2)

現在の安佐市民病院の北館に令和4年度に開設を予定している安佐医師会病院の医療機器の整備に、連携 促進基盤整備事業の複数の医療機関による病床の再編事業として、地域医療介護総合確保基金を活用するこ とについて協議した。

一部疑義があったが、出席者(101名)中、過半数以上(85名)の委員の賛成を得て、了承された。

【質問・意見等】

- ・ 基金を使って機械の整備をされるということだが、幾らぐらいなのか。(委員)
- ⇒ 安佐医師会が負担する 1,000 万円未満の医療機器整備が、トータルで 2 億 5,000 万円あり、基金からの 1,080 万円のうちの 2 分の 1 の 540 万円ほどが基金からの補助である。(安佐医師会)
- ・ この内容や金額については、明示されなくていいものなのか。基金を活用する上での基準・ルール・ 根拠はどうなっているか。(委員)
- ⇒ この基金活用の制度の趣旨は、資料1の病床機能の再編事業、あるいは病床機能分化・連携促進基盤整備事業として、基金を活用できる事業の例が示してあるが、今回、安佐医師会病院が対象となる事業は、この資料のCの複数の医療機関の連携により病床再編に係る財政支援である。資料2の裏面の安佐市民病院・JA吉田総合病院等と、複数で再編統合をすることが承認されたという話があったが、その複数医療機関の再編に当たる。

この中の機器整備ということで、1,080万円を上限にした補助事業を申し込まれている。これは毎年対象になる要望がある予算時期に、全医療機関に照会しているものである。

この基金を活用するに当たっては、各地域の調整会議で、これが地域医療構想に資するかどうか、そういうところを判断してもらうこととなっているが、細かい機器がどんなものかを精査するかたちではない。 中身を精査の上、判断いただくということはあってもよいかと思うが、県からそこまでは求めておらず中身の細かいものについては、県が補助するときに精査するようにしている。

そういった趣旨で、この再編が地域医療構想に資するかということで、この補助事業を活用することが 妥当かということを御判断いただきたい。(医療介護計画課)

・ 令和2年から令和4年度の改修工事を、令和2年の基金活用によって補助を出しているから、それを もらう事業に関しては、1,000万円のうちの500万円程度の整備の補助は、毎年できるという趣旨になる のか。(委員)

- ⇒ 設備整備については、この再編の中で1回ということで、安佐医師会病院では今回が初めて出される。 (医療介護計画課)
- ・ 令和2年基金活用と書いてあるが改修工事のときの基金の活用はされていないのか。(委員)
- ⇒ 基金の活用はされていない。令和2年基金活用は、複数の医療機関の再編になっているので、安佐市民病院、JA吉田総合病院が活用している。豊平病院も処分で活用している。安佐医師会病院が今回、機器購入を初めて出されているという状況で、再編が幾つかの病院で複数であるので、利用したというかたちになっているが出されているのは今回初めてである。(医療介護計画課)
- 基金使用のルールを聞きたい。(委員)
- ・ 今後、2つか3つの病院が地域医療構想を進めていくと、今回の安佐医師会病院と安佐市民病院が建物を壊したり医療機器を買ったり、それがどういうルールになっているのか。基金に申請したときに、医療機器については1,080万円という上限があります。その2分の1を、記載額以外のところを補助しますとか、そういったルールを公明正大に開示していかないと、次からの地域医療構想を進めるときに前回どうだったかが、よく分からないということを言っておられる。

医療機器なのか什器なのか経費なのか、そういったところを、クリアにしておくということは、非常に大事な点だということを言っておられるのだと思うので、この会議では少し難しいと思うが、整理して開示すべきだと思う。そうしないと、どんなルールで、一体そのお金が出てきたか、CTを買ってくれと言ったらCTを買ってくれるのかといったことが出てくるので、そこは広島県医療介護計画課で整理していただければ、公明正大に示すことができると思う。(委員)

⇒ ルールは、例えば複数の医療機関の連携により病床再編に係る財政支援について、増改築も使えるし、建物処分、機器処分にも使えます。後は退職金の割増相当額、それぞれ設備や処分にも使える。

その他について、先ほども言ったとおり、予算時期になりましたら各病院に、こういったメニューがあるので、何か活用できませんかという照会をしている。

ただ、なかなか分かりにくいという御批判いただいているので、今後、分かりやすく資料を提出させていただきたい。(医療介護計画課)。

報告事項1 安佐市民病院地域救命救急センターの概要について (資料3)

報告事項2 非稼働病棟の状況について (資料4)

報告事項3 外来医療計画に基づく届出について (資料5)

安佐市民病院から、令和4年5月1日に広島市立北部医療センター安佐市民病院としてオープンする予定である。北部医療センターの高度急性期のマンパワー等を拡充させてもらい、地対協や県の医療審議会において地域救命救急センターについて報告する予定である。また、安佐市民病院は平成20年5月11日に地域医療支援病院として承認されているが、北部医療センター安佐市民病院開設後も同様の機能を維持し、広島市に対して地域医療支援病院の承認申請をする予定であることを資料3により説明した。

【質疑・意見等】

- ・ 地域救命救急センターの下の,母体病院の病床数415床,かっこで地域救命救急センターの病床数を除くとなっているが,これはセンターを入れると434床になるということか。(委員)
- ⇒ 資料では母体病院の病床数が415床となっているが,正しくは414床である。内訳としては,ICUが8 床,精神病床が20床,一般病床が387床であり,地域救命救急センターの病床は含まれていない。(安佐市民病院)

事務局から,資料4により,広島圏域の非稼働病棟の非稼働になった経緯や現状及び今後の方針について, 令和2年12月に照会した結果を報告した。

事務局から資料5により、広島県外来医療計画に基づく令和2年6月以降の届出について、説明した。

【質疑・意見等】

特になし。